

日本の社会福祉専門教育とアジア型ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダード
—社会発展の触媒としてのソーシャルワーク—
大橋 謙策(日本社会福祉教育学校連盟会長 日本社会事業大学学長)

(はじめに)

大量生産・大量流通・大量消費を目指す産業構造及び雇用構造と右肩上がりの経済成長を前提とした社会保険制度を軸に、20世紀に発展した「福祉国家」モデルは21世紀に社会発展を遂げようとしているアジア諸国において通用するのであるか。

「社会の制度」として発展してきた社会保障・社会福祉は歴史的には社会の発展の基礎を成す労働力の確保との関わりが常に問われてきた。中でも、社会福祉が歴史的に対応してきた救貧問題は経済システムの枠組みの中で問われてきたというより、経済システム外の残余モデルとして位置づけられてきた。そこでは、社会福祉は経済の従属物となり、経済発展がなければ社会福祉の充実はないと考えられがちである。果たしてそうなのであるか。

21世紀の今日求められている社会福祉の哲学は、そのような“救貧システム”の桎梏から解放され、新たな社会発展の哲学、新しい社会システムづくりの哲学として考えられなければならない。そのためには、住民自身が新たな社会システムづくりに必要な社会哲学とガバナンスを学習し、行政と住民とが協働することが必要である。社会福祉専門職は、これらの趣旨を理解し、住民と行政の協働を進める触媒の機能を発揮することが求められている。

本報告は、今回のテーマに関わり、「アジア型ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードと日本の社会福祉専門職教育」について、①新たな哲学に基づく社会発展、社会システムづくりの必要性とソーシャルワーク、②アジア地域の特性と文化を踏まえた社会発展とその触媒機能としてのソーシャルワーク、③アジア型ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードの構築と日本の社会福祉専門教育について考察する。

I、「福祉国家」の“揺らぎ”と新たな社会システムづくり——住民の福祉教育の必要性

(1) 一国ソーシャルセキュリティ及び「福祉国家」の“揺らぎ”と新たな社会哲学・政治システム

20世紀の「福祉国家」モデルは、雇用者の所得保障を主たる課題とした社会保険を中核にして発展してきた。先進国で発展してきた、その「福祉国家」モデルが様々な要因から揺らいでいる。今後、現在開発途上にある国々において、今後「福祉国家」モデルを希求しようとする場合、先進国が歴史的に作りあげた政治機構や社会システムを前提として、かつそれらの文化・構造の上に「福祉国家」を作るために歩んだ時間をかけている余裕はない。したがって、国家関与の度合いを強め、国家政策として、行政責任が全面的に問われる施策として、かつその財源を国家財政で賄う“重装備”という方策で展開しようとするのであれば、それは果たして可能なのであろうか。

今日のように、労働力の短期、長期の移動が頻繁に行われるような状況をはじめとして、金融、貿易面など多様に国際化が進んでいる中では、従来のように、その国での産業構造や雇用形態が自己完結的に行なわれ、その国の国籍を有していることを前提とした一国ソーシャルセキュリティ（社会保障）に限界があることを指摘しておかなければならない。

実際問題として、イギリスの社会福祉、社会保障の歴史を学ぶ際に、救貧制度や社会保険制度を学ぶだけでなく、ボランティア・セクターと行政との関わりを改めて問い直す必要がある。イギリスでは、1601年に「Statute of Charitable Uses」が制定され、ボランティア・セクターへの寄付金控除が認められていた。また、ベバリッジは1948年に「Voluntary Action」を出し、政府による社会保障政策だけでは社会の発展はないのであって、国民のボランティアな活動の重要性を指摘している。にもかかわらず、多くの国は経済発展がなければ社会福祉の発展はないと考えてきた。ここ10年、イギリスでは「第3の道」が政策的にとられ、ソーシャル・ガバナンスやソーシャルインクルージョンが大きな政治的課題になっている。これらの歴史や新たな動向の中に、これからのアジア型の社会福祉発展モデルを見つけ出していく必要がある。

(2) 第6の社会サービスとしてのパーソナル・ソーシャルサービスの必要性

イギリスでは1968年にシーボーム報告が出され、国家レベルの社会政策、社会サービスでは解決できない高齢者などのパーソナル・ソーシャルサービスを展開するコミュニティ・ケアの必要性が指摘され、「第6の社会サービス」呼ばれた。コミュニティ・ケアの展開においては、所得保障をおこなう国家レベルの社会政策、社会サービスと違って、地方自治体レベルでの展開システムが必要となる。イギリスは、1970年に「地方自治体社会サービス法」を制定し、地方自治体に社会サービス部を設置してパーソナル・ソーシャルサービスを展開した。と同時に、1969年のエイヴィス報告においてコミュニティ・ケアには近隣住民やボランティアとの協働の必要性和重要性をも指摘した。このパーソナル・ソーシャルサービスを展開するコミュニティ・ケアの考え方とその実践はソーシャルワークの考え方や方法にも大きな影響を与えた。

日本、韓国、中国のように、急激に少子・高齢化が進んでいる国にあっては所得保障を軸にした社会保障では解決できないパーソナル・ソーシャルサービスの整備が今後大きな課題になる。しかも、それらの国では産業構造も急激に工業化され、それとともに都市化が激しく、農業を産業構造の中核にしていた社会が自然発生的に創り上げてきた地域での、親類縁者による紐帯、助け合いの構造が崩れ、意識的に新しい社会システムとしてパーソナル・ソーシャルサービスを展開するコミュニティ・ケアを作りださなければならなくなる。

このような新しいパーソナル・ソーシャルサービスの整備は、従来の社会保障制度が論議してきた経済発展と国民所得と社会保障との関わりとは違う論議の立て方を求めている。それは、経済発展との直接的な相関性でとらえるのではなく、社会システム、社会哲学との関わりの中でより制度設計を考えなければならない課題でもある。

パーソナル・ソーシャルサービスの展開には国レベルの統一的制度設計よりも、住民の生活に密着するサービスであるだけに地方自治制度の整備と地方自治体への権限委譲という民主主義の成熟が求められる。また、パーソナル・ソーシャルサービスの展開には、行政による制度化されたサービスだけではうまく住民が求める内容を展開できず、どうしても近隣住民やボランティア活動による援助が必要となる。在宅福祉サービスを軸にして、かつ近隣住民によるインフォーマルサービスやソーシャルサポートネットワークとの有機的統合を推進する地域福祉の考え方とその推進システムが重要になる。そのためにも、新しい社会システム作りに向けて住民の社会福祉意識を改革・向上させる住民向けの福祉教育の推進と信頼・協働・互酬に基づく福祉コミュニティづくりが大きな課題になる。

アジアの国々には、1981年の国際障害者以降、協働して開発してきたコミュニティ・ベースド・リハビリテーションを標榜した「国際障害者年、アジア・太平洋の10年」の実践がある。それこそアジアが誇っている実践であり、ヨーロッパ型とは異なるモデルとして発展させたいものである。

(3) 新しい社会システムに必要な“博愛“の精神の涵養と福祉教育の推進

急激な工業化、都市化、核家族化、高齢化を乗り越え、安定した社会システムを創り出すためには、住民が無意識的に行ってきた従来の地域を基盤とした伝統的な活動、行動を社会的に意識化させ、それが急激な工業化、都市化、核家族化、高齢化によりどう変化したのか、しかもその伝統的な行動が新しい社会状況に有効に機能しているのかどうかをきちんと総括することが重要である。とりわけ、アジアのようなモンスーン地帯における稲作農業を産業構造の基盤として文化、生活様式、社会関係を作りあげた伝統を有している国においてはなおさらである。その上で、伝統的な意識と行動を尊重しつつも、新たな社会システムに必要な価値、意識として“博愛“の精神の涵養とそれを推進する住民の学習や住民に対する福祉教育が求められる。

“博愛“という考え方は、フランスにおいて身分差別があり、不平等な封建社会を改革し、すべての人の自由と平等を保障する社会システムに必要な社会哲学として登場した。1793年のフランス人権宣言において“公の救済は社会の神聖な責務の一つである“と規定した考え方は、国民が封建社会を改革し、自らの自由と平等を取得し、その権利を担保するためには“博愛“という理念が個人の規範としても、社会規範としても必要なことであり、その規範を身につけるための公の教育、とりわけ成人の教育を公教育として行う考え方を重視した。

1985年にユネスコは『学習権宣言』を採択した。

『学習権宣言』

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでにまして重要な課題となっている。

学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、創造し想像する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である。・・・・・・・・

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生ずる権利ではない。それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解しあうことを学ばねばならない。

“学習 “こそは、キーワードである。・・・・・・・・

この『学習権宣言』の考え方こそ、フランスの“博愛 “の精神を具現化させようとした公教育の理念そのものである。

多様な分野でのグローバリゼーションの進展の中で、一国ソーシャルセキュリティシステムが“揺らぎ“はじめている今こそ、国際的にもこの“博愛 “の精神を涵養する住民の学習と福祉教育を推進させていくことが必要である。

Ⅱ、地域自立生活支援における文化の意味と社会発展の触媒としてのソーシャルワーク

(1) 地域での自立生活支援における文化の位置とソーシャルワーク

これからの日本の社会福祉も、アジア諸国の社会福祉も、地域での自立生活を支援することが基軸になる。その場合、病院や社会福祉施設での援助の考え方を援用したのではうまくいかない。そこでは、対個人としてのクリニカルアプローチもさることながら、家族・親類関係や地域での近隣関係も含めたアセスメントや援助のあり方を考えなければならない。しかも、地域での生活を考える場合、住宅、生活技術能力、労働能力も視野に入れてアセスメントや援助のあり方を考えなければならない

今日のように、パーソナルソーシャルサービスの必要性が高まってきおり、社会福祉の目的が救貧システムから脱却し、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンを目指す以上、そして今後ますます地域自立生活支援がメインストリームとなる以上、ソーシャルワークにおける文化の持つ意味が重要になる。

アジアモンスーン地帯においては、稲作農耕が歴史的にも、今日的にも産業構造の中核であり、それがヨーロッパ・アメリカとは異なる社会特性と文化を創り出してきた。そのような産業構造は、生活圏域と生産圏域との同一性を強め、地域における住民の強い土着性と共同性を作り出した。しかも、稲作農耕という産業構造は自然に左右される度合いが大きく、結果として自然との同化意識や自然と人間との一体的宇宙観を作り出してくる。従って、自然との厳しい対立・克服を好まず、他者との対立よりも共存を図る文化を有しているのではないだろうか。生活のすべての面において契約を考える文化は住民の生活になじんでいないのではないだろうか。そのように考えると、ソーシャルワークにおける文化の持つ意味は大変大きいといわざるを得ない。

しかしながら、アジアの国々には、アジアモンスーン地帯においては、稲作農耕が産業構造の中核をなしてきたという点では同じであっても、その国の宗教は多様であり、単純に比較しにくい部分がある。そのような、文化、宗教の状況を踏まえつつ、新しく求められる社会システムに必要な住民の社会福祉意識改善の方法や地域における助け合いの方法、制度的なコミュニティ・ケアのあり方についての共同研究し、ヨーロッパ型モデルとは異なるアジア型コミュニティソーシャルワークモデルを構築していく必要がある。

(2) 社会発展の触媒としてのソーシャルワーク

ソーシャルワークは、生活問題を抱えている人を発見し、その生活問題がどこに起因しているのかをその人の生育史や生活環境、社会環境を構造的に分析する。そして、問題解決を考える際にはその人の社会関係の客

体的側面だけに着目する一般的な政策を整備するだけではだめで、それらを活用しつつ社会関係の主体的側面を問題とする個別的援助が重要となる。まさに、ソーシャルワークは、人につながり、社会資源とつながり・つなげ、時には社会改善活動ともつながりながら社会のなかの不合理と不正義を改善し、すべての人の幸福を目指す実践である。ソーシャルワークとは問題とサービス（事業）と人をつなぎ、コーディネートする実践である。

とすれば、ソーシャルワークは経済発展のみならず、新しい社会哲学の導入や普及の面でも、新しい社会システムづくりの面においても、あるいは住民の社会福祉意識の変容と増進にむけての住民の学習及び福祉教育の面でも力を発揮することが求められている。

アジアには開発途上国といわれる国々が多く、それらの国々のこれからの発展のあり方を考えた場合、経済発展至上主義ではなく、かつ既存の文化や社会システムを破壊するのではなく、新しい社会哲学や社会システムの導入を伝統的な文化等とのバランスをとって展開していくことが求められる。その際には、ソーシャルガバナンスやソーシャルキャピタルといった新たな社会システムの理念とともにその具現化が求められるが、その具現化の尺度は障害を有している人や高齢者に対するコミュニティケアの構築がどれだけ進むかであろう。それは、多分にコミュニティソーシャルワークの機能に求められる。それは、経済外システムとしての社会福祉との位置付けではなく、経済の活性化もコミュニティビジネスの開発を図ることも考えての「福祉で街づくり」につながる新しい社会システム・福祉システムの構築である。ソーシャルワークこそ、そのような「新しい社会発展の触媒」である。

日本では、戦後、国民の所得保障を軸とした社会保障制度と社会福祉制度を整備すれば国民が抱える生活問題は解決されるとの考え方が強く、地域福祉とソーシャルワークを展開できるシステム作りに関する研究はあまりされてこなかった。しかしながら、2008年3月31日に厚生労働省に設置された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から『地域における「新たな支え合い」を求めて——住民と行政による新しい福祉——』という報告書が出された。そこでは、地域自立生活支援を行なう場合、行政が整備したフォーマルサービスだけでは不十分であり、近隣住民やボランティアによるインフォーマルケアと連携して、総合的にサービスを提供することが必要であること、そのためには地域福祉を推進するコーディネート機能（コミュニティソーシャルワーク）が重要であることを指摘した。

このような考え方が、アジア型ソーシャルワークの基本であり、その養成教育がアジア型ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードとして発展していくと考えたい。

Ⅲ、日本の社会福祉専門教育の考え方と構成

（1）対人援助としてのソーシャルワーク実践が求められる社会的な生活課題とシステム

日本の社会福祉教育において戦後大きく3つの課題があった。第1は、先にものべたが社会政策と社会保障と社会福祉と対人援助としてのソーシャルワークが未分化のまま教えられ、社会福祉教育としての共通理解ができていなかったこと、第2には、社会福祉制度・政策の教育・研究と対人援助としての社会福祉実践方法の教育・研究とが乖離していたことである。第3には、ケアワークとソーシャルワークとが未分化で教育も現場での実習でも2つの機能が混在して展開されてきた。

このような状況の中で、社会的によく指摘されたことは、高齢化社会の進展によりケアワーカーの重要性和その業務はよく分かるが、ソーシャルワークの機能はよく分からないし、その業務はイメージがわからないというものであった。しかしながら、今日の国民が抱える生活問題は、かつてのように社会サービスの整備、とりわけ所得保障に重点をおいた社会保障を整備すれば問題が解決するといったものばかりではない。また、それは身体的介護や家事援助をすれば解決するものでもない。

国際的なソーシャルワークの定義が“ウェルビーイングの状態を高めることを目指し、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響しあう接点に介入し、人びとのエンパワメントを促し、人々を抑圧から解放するために、人間関係における問題解決を図り、社会の変革を進めることである”ことを考えると、それは単に社会サービスの整備ではない。ソーシャルワークは、生活問題を抱えている人を発見し、その生活問題がどこに起因しているのかをその人の生育史や生活環境、社会環境を構造的に分析する。そして、問題解決を考える際にはその人の社会関係の客体的側面だけに着目する一般的な社会政策や社会

サービスを整備するだけではだめで、それらの政策・制度を活用しつつ、そのひとの主体的側面に関わる個別の援助が重要になる。

今日求められている対人援助としてのソーシャルワーク分野を例示的に主なものを列挙すれば以下のようなものがある。

- ① 精神障害者や知的障害者、認知症の高齢者の地域での自立生活を支援する場合における社会関係や生活技術・家政管理能力に対する支援、あるいは成年後見制度、日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）制度の活用に関わるソーシャルワーク支援。
- ② 子育てで不安や児童虐待の危機に瀕している、近隣にソーシャルサポートネットワークを有していない核家族の親へのソーシャルワーク支援。
- ③ 在住外国人で生活課題を抱えている人へのソーシャルワーク支援。
- ④ 非行少年や犯罪刑余者への社会生活支援とソーシャルワーク。
- ⑤ 在宅の難病患者や医療的管理が必要な慢性疾患患者へのソーシャルワーク支援。

このような生活課題を抱えている人々には、制度的な社会サービスの活用だけでは対応できず、直接的な、濃密な個別対人援助を必要としている人が多い。しかしながら、求められるソーシャルワークの機能をどのようなシステムで、どの機関が行うのか明らかでない。少なくとも、現時点ではそのようなソーシャルワーク機能を展開できるところはない。しかも、そのようなソーシャルワークをどの機関のどのような資格を有している職員が担うのかも明らかでない。日本では、社会福祉士が国家資格で認定されたソーシャルワーカーと考えられているが、その社会福祉士も業務独占として職務や勤務機関が指定されているわけではなく、上記のような課題について、どのような機関に任用された社会福祉士が求められる機能を発揮できるのか明らかになっていない点が大きな問題である。

（２）地域自立生活支援におけるトータルケアと社会福祉教育の課題

日本の社会福祉教育はその時代の社会福祉の課題を反映していくつかの時期区分とそれに見合う内容に類型化できるが、大きな影響をいまでも受けているのは1970～1990年間の入所型社会福祉施設整備の時代における属性分野毎の単身者に対する援助のあり方である。限られた空間の中で、同じ属性の単身者の集団生活を前提にした援助の考え方が今でも色濃く残っている。しかしながら、2000年の社会福祉法への改正以降では、地域自立生活支援が社会福祉のメインストリームになり、社会福祉教育の内容も変わらざるを得ない。

地域自立生活支援の時代に求められる社会福祉教育の課題は、以下の3つの点でのトータルケアを視野に入れて考える必要がある。

第1は、病院や入設での援助と違って、在宅での支援の場合には福祉サービスを必要としている人のみならず、家族や近隣の住民によるソーシャルサポートネットワークの有無も考えたトータルケアが必要になる。

第2には、1996年に文部省（当時）の「21世紀の医学・医療懇談会」の第2次報告が指摘しているように、高齢者の在宅福祉サービスに代表されるように医療・保健・福祉の連携が必要で、関係専門職種ของทีมアプローチによるトータルケアが求められる。イギリスでは、インタープロフェッショナルエデュケーションがすでに進行している。

第3には、社会福祉制度として提供されるフォーマルサービスと近隣住民等により提供されるインフォーマルサービスとを有機的に結びつけてケアマネジメントし、ソーシャルワークを展開するコミュニティソーシャルワークという考え方が求められている。

このような社会福祉教育の課題を実現するためには、既存の社会福祉教育を全面的に改革せざるを得ない。社会福祉実習のあり方や社会福祉援助技術演習のあり方をより臨床性の高いものに変えなければならない。そのためには、大学におけるマスプロ的な教育方法を改めることはもとより、社会福祉実践現場との連携をどうするか大きな課題がある。福祉サービス利用者のプライバシー保護も考えながら、臨床性の高い教育がどれだけ可能なのか、また日本のように「大学全入時代」にあって、かつ社会福祉従事者の労働条件が厳しく、それも反映しているのか大学の受験生が減少してきて、大学の経営が厳しくなっている時に、臨床性の高い、かつ少人数で行う教育形態が大学の経営上考えてみて可能なのか大きな課題である。

(3) 社会福祉士制度の確立と社会福祉士教育の変遷

このような新たな動きに対応する形で、日本の社会福祉教育の根幹を成す社会福祉士、介護福祉士を規定している「社会福祉士及び介護福祉士法」が昨年11月に20年振りに改正された。改正のポイントは社会福祉士の定義・業務内容が改正され「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供するその他の関係者（「福祉サービス関係者等」という）との連絡及び調整」の機能が加えられたこと、また社会福祉士としての業務として①福祉サービス利用者の立場に立って誠実に業務を行うこと、②福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、「福祉サービス関係者等」との連携を保つこと、③業務の内容の変化に適応できるように研修に努めることが明記された。

また、日本の国家資格であり、日本のソーシャルワーカーとみなされている社会福祉士の養成カリキュラムもそれに連動して大改正された。社会福祉士は生活問題を抱えている人の自立支援に向けての相談援助機能のみならず、医療・保健サービス等多様な関係機関等との連絡調整を図り、地域の実態に即して、創意工夫してサービスを総合的に提供することが求められるようになったこともあり、日本のソーシャルワーカーである社会福祉士のカリキュラムは、従来の老人福祉制度、障害福祉制度、児童福祉制度等の属性分野毎の社会福祉制度から構成するのではなく、地域での自立生活を支援するシステムとしての地域福祉に関する科目とソーシャルワークに関する科目を中核とするカリキュラムへと大きく転換した。改正カリキュラムの基本構造は①総合的かつ包括的な対人援助としての相談援助支援に関する知識と技術と②個人の尊厳、人間性の尊重を保証する地域自立生活を可能ならしめる地域福祉の理念、システムとその運営、開発に関する知識と技術の2つを中核にして、③支援の際に活用すべき制度、サービスに関する知識と④福祉サービスを必要としている人の課題が何であるかを評価・分析する上で必要となる人体、心理、社会構造に関する知識、技術を学ぶ。⑤これらの知識・技術を臨床的に訓練する場、機会として社会福祉実習・演習がセットされている。イギリスでは200日、オーストラリアでは140日の実習が必要なのに、日本では少ないのではないかと指摘はあったが、現場での実習指導職員の資格や大学などにおいて社会福祉実習・演習を担当する教員の資格を明確化させることにより臨床的な社会福祉実習・演習の質を担保しようとした。

このカリキュラム改革により社会福祉系の大学の社会福祉教育は大きく変わることになるし、社会福祉実践現場や社会福祉士会などの専門職団体の活動も大きく変わると予想される。

一方、日本では、1987年に「社会福祉士法及び介護福祉士法」が制定されて以降、殆どの社会福祉系大学の社会福祉教育が社会福祉専門職教育へとシフトしてしまった。そこでは、事実上、社会保障に関する教育・研究と社会福祉に関する教育・研究とは分離され、多くの社会福祉系大学では社会保障に関する科目を開設し、授業で教えてはいるものの、社会保障に関する研究の蓄積と発信は低下していることは否定できない。

しかし、逆にいえば、そのことは社会福祉にとっては大きな前進であり、社会保障とは異なる立場から、ソーシャルワークの立場から社会の発展と住民の幸福追求のあり方を改めて考える機会であり、

所施”救貧システム“とその外延上のシステムに長らく囚われていた桎梏からの社会福祉研究の解放の機会でもある。住民が抱える生活問題の解決を考える場合、社会政策に関わる制度のあり方のみを問題にするのではなく、①生活問題を抱える住民の主體的側面と、②生活を脅かす生活環境や社会制度の問題と、③その両者の関わりという三者の相互関係を総合的に分析し、住民の生きる意欲や希望を大切にしながら、生活改善と問題解決を図るソーシャルワーク実践とその研究こそが今求められている。

IV、アジア型ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードの構築

(1) 国際化時代におけるヒューマンセキュリティとソーシャルワーク

ところで、今まで述べてきた内容はすぐれて日本の国内状況にあわせての社会福祉教育の課題であったが、それもグローバル化の流れの中で問い直しが求められている。2004年に、国際ソーシャルワーカー連盟と国際社会福祉教育学校連盟はソーシャルワーク教育のグローバル・スタンダードを設定した。その内容によってすぐに日本の社会福祉教育が左右されるものではないが、今後国際化がますます進展する中で、日本国内の在住外国人が抱える生活問題へのソーシャルワークと同時に、日本がソーシャルワークの面で世界の、地球規模でのヒューマンセキュリティの確立のためにどのような国際協力・国際貢献ができるのか、すべき

なのか検討していかなければならない。世界には、1日1ドル以下の生活をしている人が約13億人いるといわれているし、開発途上国にあっては従来のような経済成長を前提とした「福祉国家」発展モデルにより社会開発を進めていくのは困難である。そこでは、ユネスコが1985年に提起した『学習権宣言』の趣旨の通り、住民をエンパワメントし、住民の学習能力を高め、行政と住民とが協働して地域づくり、社会づくりをしていく、新しい社会哲学が求められている。それを展開していくのは、まさにコミュニティソーシャルワークの機能である。ただ、日本の場合、あまりにも社会福祉行政が精緻に作られていたために、ソーシャルワーカーは制度化されているサービスをどう利用するかということは考えてきたが、住民のニーズに応えるために新しく福祉サービスを開発するという考え方が弱かった。今後、日本でも国際的に通用する、新しい福祉サービスを住民とともに開発できるコミュニティソーシャルワーカーを育てていかなければならない。国際化時代が急速に進み、世界的レベルでのソーシャルワーク実践が求められている。ユニセフやJICAの職員として、あるいは青年海外協力員として海外で活躍している卒業生もいるように、今後ますます国際的にソーシャルワーカーが求められる。現在、国際社会福祉教育学校連盟や国際ソーシャルワーカー連盟は社会福祉教育のグローバルスタンダードを求めて作業をしている。他方、日本には約185ヶ国・約300万人の在住外国人が生活している。この方々の生活支援のためのソーシャルワーカーも必要とされている。このように、社会福祉の国際化が進む中で、本学は厚生労働省の委託を受けて、環太平洋社会福祉セミナーを20年間開催してきた。本学としては、ヨーロッパ、アメリカとは異なる社会福祉の発展モデルの構築を視野に入れたアジア福祉社会の創造を支援するためにも、環太平洋社会福祉セミナーをより発展させる役割が期待されている。これらの活動を担う人材を養成するためにも学部レベルの教育に国際ソーシャルワークに関する科目を設置し、学生の関心と理解を深める必要がある。

(2) EUのボローニア宣言とアジア型グローバルスタンダード

ヨーロッパ型、アメリカ型とは異なるアジア諸国の文化に根ざしたソーシャルワークの発展が、アジア諸国の社会発展に貢献することであり、今それが求められている。そのためにも、アジア諸国の文化・宗教等を相互に尊重しあいつつ、アジア型ソーシャルワーク教育のグローバルスタンダードを確立することが必要である。

ヨーロッパでは1999年に29カ国の教育大臣がイタリアのボローニアに集まり、ヨーロッパ高等教育圏を構築するために、国を超えて相互に資格として承認できる比較可能な学位のシステムを導入し、労働力の移動に支障がないようにするボローニア宣言を採択した。その後、ボローニアプロセスを作り、高等教育の相互互換性とそれに伴うソーシャルワーカーの移動が既に始まっている。

今後、アジア諸国においても自由貿易圏が拡大することに伴い、高等教育の相互互換性が求められるようになる。そのようなことも視野に入れて今後「アジア型ソーシャルケア教育（ソーシャルワークとケアワーク）のグローバルスタンダードの確立と国家資格の互換性」に関する研究を進めて行かなければならない。

先に述べたように、アジア諸国での交流は未だ緒に就いたばかりであり、EU諸国以上に文化、宗教も多様である。しかしながら、国際ソーシャルワーク教育学校連盟のアジア太平洋地域組織（APASWE）を母体にしつつその作業をすすめなければならない。